

## 公益社団法人山形県私立学校総連合会会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款の規定に基づき、この法人の会員の入会、退会及び会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第 2 条 この法人の会員として入会しようとする個人又は法人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 3 条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

4 会員名簿には次の事項を記載する。

(1) 法人会員は法人の名称、代表者氏名・役職名、所在地、電話番号、FAX 番号、メールアドレス並びに設置校の名称、代表者氏名・役職名、所在地、電話番号、FAX 番号、メールアドレス

(2) 個人会員は氏名、設置校の所在地・電話番号・FAX 番号・メールアドレス

(入会金及び会費)

第 4 条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第 8 条により社員総会の議を経て別に定めるところによる。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、理事会において別に定める。

(退会事由及び手続)

第 5 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款 10 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、帰納の入会金及び会費は返還しな

い。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としてもできないものとする。

(再入会)

第 6 条 前条の規定により会員資格を喪失したものが再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第 2 条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第 2 条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、徐名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 4 年間は、再入会を認めない。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行い、会員総会に報告するものとする。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 23 年 9 月 13 日から施行する。
- 3 この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 個人会員

- ① 入会誓約書
- ② 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、FAX,メールアドレス
- ③ 勤務先名称、所属部署・役職名、電話、FAX,メールアドレス
- ④ 最終学歴、主要職歴
- ⑤ 会費請求書及び資料等の送付先
- ⑥ 個人情報公開についての同意・不同意の確認

2 法人会員

- ① 入会誓約書
- ② 法人名、所在地、代表電話、FAX,メールアドレス
- ③ 代表者氏名、役職
- ④ 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話、FAX,メールアドレス)

⑤ 会費請求書及び資料等の送付先